

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	黒石市

## 黒石市鳥獣被害防止計画

令和5年2月21日 作成

### <連絡先>

担当部署名 黒石市農林部農林課  
所在地 黒石市大字市ノ町11-1  
電話番号 0172-52-2111(代表)  
FAX番号 0172-52-6191  
メールアドレス kuro-nourin@city.kuroishi.aomori.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ノウサギ、カラス、カルガモ、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	青森県黒石市

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害額 (千円)
ツキノワグマ	—	—	—
ノウサギ	—	—	—
カラス	—	—	—
カルガモ	—	—	—
ニホンザル	—	—	—
タヌキ	—	—	—
アナグマ	—	—	—
アライグマ	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
計	—	—	—

### (2) 被害の傾向

ツキノワグマ	農作物への被害は確認されてはいないが、当市においても出没が確認されており、農林業への被害が懸念される。
ノウサギ	農作物への被害は確認されてはいないが、当市においても出没が確認されており、農林業への被害が懸念される。
カラス	農作物への被害は確認されてはいないが、当市においても出没が確認されており、農業への被害が懸念される。
カルガモ	農作物への被害は確認されてはいないが、当市においても出没が確認されており、農業への被害が懸念される。

ニホンザル	農作物への被害は確認されてはいないが、当市においても出没が確認されており、農林業への被害が懸念される。
タヌキ	農作物への被害は確認されてはいないが、当市においても出没が確認されており、農業への被害が懸念される。
アナグマ	農作物への被害は確認されてはいないが、当市においても出没が確認されており、農業への被害が懸念される。
アライグマ	農作物への被害は確認されてはいないが、当市においても出没が確認されており、農業への被害が懸念される。
ニホンジカ	農作物等への被害は確認されてはいないが、当市においても生息が確認されており、農林業への被害が懸念される。
イノシシ	農作物等への被害は確認されてはいないが、当市においても出没が確認されており、農林業への被害が懸念される。
ハクビシン	農作物への被害は確認されてはいないが、当市においても出没が確認されており、農業への被害が懸念される。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
ツキノワグマ	被害金額	—
	被害面積	—
ノウサギ	被害金額	—
	被害面積	—
カラス	被害金額	—
	被害面積	—
カルガモ	被害金額	—
	被害面積	—
ニホンザル	被害金額	—
	被害面積	—
タヌキ	被害金額	—
	被害面積	—
アナグマ	被害金額	—
	被害面積	—
アライグマ	被害金額	—
	被害面積	—
ニホンジカ	被害金額	—
	被害面積	—
イノシシ	被害金額	—
	被害面積	—

ハクビシン	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
計	被害金額	—	—
	被害面積	—	—

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	黒石市鳥獣被害対策実施隊により、対象鳥獣の捕獲活動を実施している。 また、必要な捕獲機材については、随時協議し導入した。	隊員の高齢化などによる担い手不足などを要因として、作業負担の増加傾向がみられる。 また、対象鳥獣が住宅付近まで出没しており、周辺への箱わなの設置に工夫が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	黒石市鳥獣被害対策事業補助金により、園地周辺への電気柵の導入・更新を支援している。	電気柵を設置した園地においては被害の低減がみられるが、未設置園地では依然被害があるため、電気柵以外の対策と並行して進める必要がある。 園地における廃棄リンゴや野菜等の残渣が鳥獣をおびき寄せていると思われる所以、農業者に対する被害防止への啓発が必要である。
生息環境管理その他の取組	現状、講じている対策は特になし。	

#### (5) 今後の取組方針

- ・黒石市鳥獣被害対策実施隊により、対象鳥獣の追い払いや捕獲を実施する。
- ・捕獲体制の強化に向け、捕獲機材の整備のほか、捕獲実施の担い手の確保及び育成推進を図る。
- ・被害農家や農協職員から被害状況を確認し、鳥獣の種類や出没時期、被害範囲の区域を把握することで、対策の実施に活かす。
- ・地域ぐるみの被害防止対策実践に向け、農業者及び地域住民に対する意識啓発に努める。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

青森県猟友会 南黒支部 (南黒猟友会)	農林業者等からの依頼を受けて、各地区から結成された捕獲班が対象鳥獣の捕獲等を行う。
黒石市鳥獣被害 対策実施隊	農林業者等からの依頼を受けて、猟友会員と市職員で構成する黒石市鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣の捕獲等を行う。 わな又はライフル銃以外の猟銃を使用した捕獲を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合には、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシといった大型獣類の捕獲にライフル銃を使用する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度～ 7年度	ツキノワグマ、 ノウサギ、カラス、カルガモ、 ニホンザル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン	南黒猟友会に対し、捕獲業務に対する捕獲機材の運搬や機材へのエサ取付けやそのパトロールの旅費などの経費を含めた業務委託を継続していく。 わな等捕獲に要する資機材を実情に即して導入し、効率的な捕獲体制を整備する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
対象鳥獣	捕獲実績				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均 捕獲数	最大 捕獲数
ツキノワグマ	5	4	8	6	8
ノウサギ	4	—	—	4	4
カラス	84	63	70	72	84
カルガモ	59	47	109	72	109
ニホンザル	—	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—	—
アナグマ	—	1	3	2	3
アライグマ	—	3	—	3	3
ニホンジカ	—	—	—	—	—
イノシシ	—	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—	—

### **【ツキノワグマ】**

近年、農林業への被害は確認されていないものの、依然として目撃情報が多く、出没箇所も広範囲にわたっている。今後も食害及び人的被害の恐れがあるものは捕獲に取り組むこととし、年間捕獲計画数は近年の出没状況を考慮し、6頭とする。

### **【ノウサギ】**

近年、農林業への被害は確認されていないものの、豪雪となった年は、主にリンゴの樹皮が食料となることが懸念されるため、捕獲を要する。年間捕獲計画数は豪雪時を考慮し、10羽とする。

### **【カラス】**

近年、農林業への被害は確認されていないものの、依然として目撃情報が多いことから、年間捕獲計画数は100羽とする。

### **【カルガモ】**

近年、農林業への被害は確認されていないものの、個体数の増加傾向もみられることから120羽とする。

### **【ニホンザル】**

収穫期における食害やいたずらがみられるが、被害の実態は確認されていない。

捕獲計画数は必要最小数とする。

### **【タヌキ】**

収穫期における食害やいたずらがみられるが、被害の実態は確認されていない。

捕獲計画数は必要最小数とする。

### **【アナグマ】**

収穫期における食害やいたずらがみられるが、被害の実態は確認されていない。

捕獲計画数は必要最小数とする。

### **【アライグマ】**

近年、農林業への被害は確認されていないものの、依然として目撃情報があることから可能な限り捕獲する。

### **【ニホンジカ】**

これまで捕獲実績はないが、地域の定着や農作物等被害の防止のため、予察も含めて可能な限り捕獲を行う。

### **【イノシシ】**

これまで捕獲実績はないが、地域の定着や農作物等被害の防止のため、予察も含めて可能な限り捕獲を行う

### **【ハクビシン】**

これまで捕獲実績はないが、地域の定着や農作物被害の防止のため、予察も含めて可能な限り捕獲を行う

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ツキノワグマ	6	6	6
ノウサギ	10	10	10
カラス	100	100	100
カルガモ	120	120	120
ニホンザル	最小限	最小限	最小限
タヌキ	最小限	最小限	最小限
アナグマ	最小限	最小限	最小限
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

#### 捕獲等の取組内容

捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣による被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を策定し、適正な捕獲を実施する。

#### 【ツキノワグマ】

出没状況を踏まえ、周辺の住環境を考慮しながら、わなや銃器による捕獲を行う。

#### 【ノウサギ】

冬期間、リンゴ樹への被害が集中するため、銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

#### 【カラス】

農作物被害を踏まえ、銃器（ライフル銃を除く）又はわなにより捕獲する。

#### 【カルガモ】

農作物被害を踏まえ、銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

#### 【ニホンザル】

農作物への被害を最小限にするため、収穫時期前にパトロールなどで追払いを実施するほか、個体はわな及び銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

#### 【タヌキ】

目撃情報や被害状況に応じ、箱わな及び銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

#### 【アナグマ】

目撃情報や被害状況に応じ、箱わな及び銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

#### 【アライグマ】

目撃情報に応じ、箱わな及び銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

**【ニホンジカ】**

目撃情報に応じ、わな及び銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

**【イノシシ】**

目撃情報に応じ、わな及び銃器により捕獲する。

**【ハクビシン】**

目撃情報に応じ、わな及び銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。

**ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容**

わな又はライフル銃以外の猟銃を使用した捕獲を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合には、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシといった大型獣類の捕獲にライフル銃を使用する。

**(4) 許可権限委譲事項**

対象地域	対象鳥獣
市内全域	なし（権限委譲済み）

**4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項****(1) 侵入防止柵の整備計画**

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ツキノワグマ ニホンザル	被害の状況に応じ、電気柵等の整備・更新について農地所有者等と協議する。		

**(2) その他被害防止に関する取組**

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度 ～ 7年度	ツキノワグマ ノウサギ カラス カルガモ ニホンザル タヌキ アナグマ アライグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	園地周辺の雑草や雑木などは定期的に刈り払いを行い、対象鳥獣を寄せ付けない環境を整えるよう、耕作者及び地域住民に対する普及啓発を行う。  エサとなりうる廃棄リンゴや野菜残渣等の放置に対して、耕作者及び地域住民に対して注意喚起を図る。

## 5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

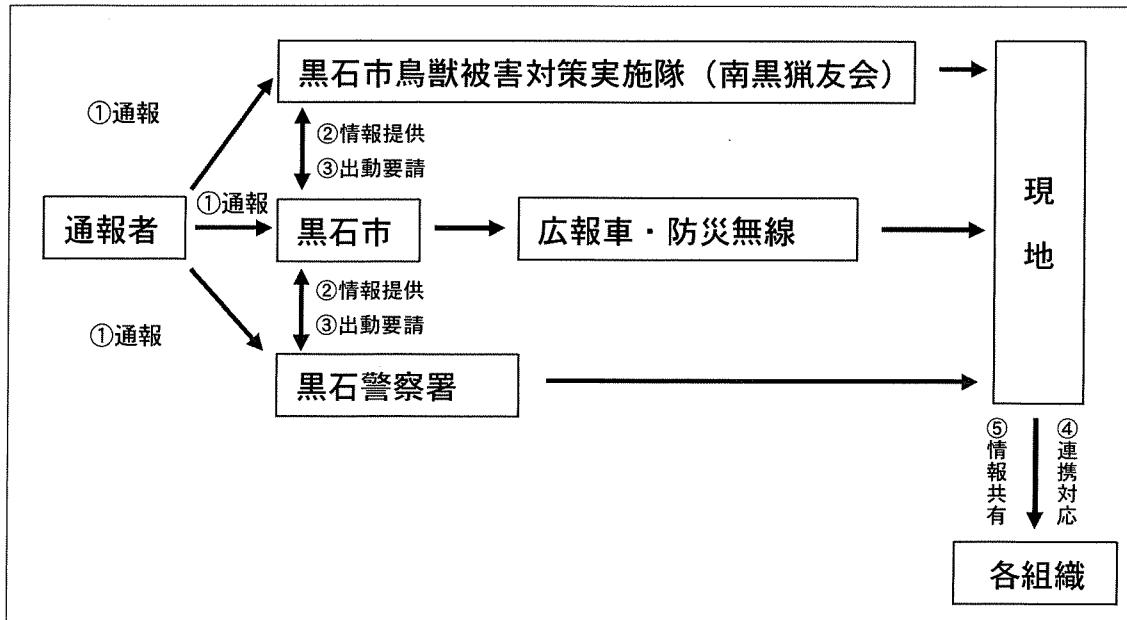
年度	対象鳥獣	取組内容
5年度～ 7年度	ツキノワグマ	広報車による注意喚起。
5年度～ 7年度	ニホンザル	被害防止対策実施隊による追払い活動。
5年度～ 7年度	ニホンジカ	目撃情報の収集。

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
黒石市農林部農林課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握</li> <li>・防災無線、広報車による注意喚起</li> <li>・黒石市鳥獣被害対策実施隊(獣友会)、黒石警察署への出動要請</li> <li>・近隣施設等への情報提供</li> <li>・報道機関への情報提供</li> </ul>
中南地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室、林業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲についての指導、助言</li> <li>・その他市と連携した対応</li> </ul>
青森県警黒石警察署 (生活安全課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地確認</li> <li>・銃器等の取扱い指導、助言等</li> <li>・報道機関への情報提供</li> </ul>
黒石市鳥獣被害対策実施隊 (青森県獣友会南黒支部(南黒獣友会))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見回り、緊急捕獲等の対応</li> </ul>

### (2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、市廃棄物担当部局と連携して、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、市の捕獲事業により捕獲された鳥獣については、実施機関である黒石市等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適正に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	黒石市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
黒石市農林部農林課	事務を担当し、協議会に関する連絡・調整
青森県警黒石警察署	鳥獣関連通報状況の情報提供及び銃器等の取扱い助言
中南地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室・林業振興課)	対象鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の指導・助言
津軽みらい農業協同組合	被害農家からの情報提供等
青森県猟友会南黒支部 (南黒猟友会)	対象鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施
鳥獣保護管理員	鳥獣の生態や生息状況等の助言

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
弘前地方森林組合	林業被害の情報提供

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

#### 黒石市鳥獣被害対策実施隊の設置

- 実施隊員は、黒石市農林課等の職員及び南黒猟友会員より選出し、市長が委嘱又は任命した者で構成する。
- 実施隊設置年月日 平成29年5月23日
- 実施隊の隊員数 35名（令和4年10月19日）
- 上記実施隊の活動内容
- 被害防止計画の実施に取り組むため、関係機関と連携を密にする。
- 被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。
- 有害鳥獣の捕獲及び追払い作業を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に積極的に参加し、その情報や知識等を被害地域の農業者及び地域住民に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村と連携を図っていく。

作成	平成28年12月2日
第1回変更	平成31年3月29日
第2回変更	令和2年3月19日
第3回変更	令和5年2月21日

